

本件雑誌の構成

頁数	内容
1	表表紙
2～4	原告関連商品の広告部分
5	目次
6～7	巻頭グラビア
8～9	「韓国出国 at 仁川国際空港」
10～11	「日本入国 at 関西国際空港」
12～15	「『ドラマ「太王四神記」プレミアムイベント2008 in Japan』 at 京セラドーム大阪」
16～17	「『ドラマ「太王四神記」プレミアムイベント2008 in Japan』 at 東京新宿バルト9」
18～25	「『太王四神記』来日記者会見」
26～27	「『+1フットボールマッチ』 at 横浜市・日産スタジアム」
28～29	「大追跡！ヨンジュンさんの9日間」
30～33	原告関連番組及び原告関連商品の広告部分
34～37	「『太王四神記』の共演者&スタッフが語る ペ・ヨンジュンはこういう人だ！」
38～39	「見たい、知りたい、近づきたい！！数字でみる、ヨン様スゴっ！」
40～45	「from 1994 to 2007 smile 大追跡 ヨンジュンさんの微笑み、永遠なり」
46～47	巻末グラビア
48	次号予告
49	奥付
50～51	原告関連商品等の広告部分
52	裏表紙

以上

符号	掲載箇所	大きさ (cm)	写真の内容	撮影時期 (推定)
1	表表紙中央	縦約29.7×横約21.0	原告の顔写真	平成20年5月30日
2	表表紙左下	縦約5.9×横約5.9	原告の顔写真	平成20年6月4日
3	5頁	縦約29.7×横約21.0	原告の上半身の写真	平成20年5月30日
4	6頁	縦約29.7×横約20.5	原告の上半身の写真	平成20年5月30日
5	7頁	縦約27.7×横約19.0	原告の全身写真	平成20年5月30日
6	8頁	縦約29.7×横約21.0	原告の膝上写真	平成20年5月30日
7	9頁	縦約26.7×横約18.2	原告の上半身の写真	平成20年5月30日
8	10頁	縦約29.7×横約21.0	原告の上半身の写真	平成20年5月30日
9	11頁中央	縦約26.7×横約18.2	原告の膝上写真	平成20年5月30日
10	11頁左上	縦約4.2×横約3.2	原告の上半身の写真	平成20年5月30日
11	12頁	縦約29.7×横約21.0	原告の上半身の写真	平成20年6月1日
12	13頁	縦約23.7×横約16.4	原告の全身写真	平成20年6月1日
13	14頁	縦約8.9×横約12.2	原告らの全身写真	平成20年6月1日
14	15頁	縦約29.7×横約21.0	原告の上半身の写真	平成20年6月1日
15	16頁及び17頁右上	縦約15.4×横約26.5	原告らの全身写真	平成20年6月1日
16	17頁左上	縦約21.9×横約14.9	原告の上半身の写真	平成20年6月1日
17	18頁及び19頁	縦約29.7×横約42.0	原告の上半身の写真	平成20年6月4日
18	20頁	縦約29.7×横約21.0	原告の上半身の写真	平成20年6月4日
19	21頁	縦約29.7×横約21.0	原告の上半身の写真	平成20年6月4日
20	22頁	縦約29.7×横約21.0	原告の上半身の写真	平成20年6月4日
21	23頁	縦約27.6×横約19.2	原告の上半身の写真	平成20年6月4日
22	24頁	縦約29.7×横約21.0	原告の上半身の写真	平成20年6月4日
23	24頁下部右から1番目	直径約4.0の円形	原告の顔写真	平成20年6月4日
24	24頁下部右から2番目	直径約4.0の円形	原告の顔写真	平成20年6月4日
25	24頁下部右から3番目	直径約4.0の円形	原告の顔写真	平成20年6月4日
26	24頁下部右から4番目	直径約4.0の円形	原告の顔写真	平成20年6月4日
27	25頁下部右から1番目	直径約4.0の円形	原告の顔写真	平成20年6月4日
28	25頁下部右から2番目	直径約4.0の円形	原告の顔写真	平成20年6月4日
29	26頁	縦約29.7×横約13.6	原告の全身写真	平成20年6月7日
30	26頁及び27頁	縦約29.7×横約21.0	原告の全身写真	平成20年6月7日
31	28頁上部右から1番目	縦約15.6×横約8.1	原告の全身写真	平成20年6月4日
32	28頁上部右から2番目	縦約11.3×横約3.8	原告の全身写真	平成20年6月4日
33	28頁上部右から3番目	縦約12.5×横約3.9	原告の全身写真	平成20年6月4日
34	28頁上部右から4番目	縦約12.3×横約4.1	原告の全身写真	平成20年6月4日
35	28頁上部右から5番目	縦約12.7×横約6.1	原告の全身写真	平成20年6月4日
36	28頁上部右から6番目	縦約13.5×横約5.0	原告の全身写真	平成20年6月4日
37	28頁下部右から1番目	縦約2.6×横約2.0	原告の上半身の写真	平成20年5月30日
38	28頁下部右から2番目	縦約2.6×横約4.0	原告らの全身写真	平成20年6月1日
39	29頁上部右から1番目	縦約13.0×横約3.7	原告の全身写真	平成20年6月4日
40	29頁上部右から2番目	縦約13.2×横約7.6	原告の全身写真	平成20年6月4日
41	29頁上部右から3番目	縦約13.5×横約6.0	原告の全身写真	平成20年6月4日
42	29頁上部右から4番目	縦約13.3×横約4.8	原告の全身写真	平成20年6月4日
43	29頁下部右から1番目	縦約2.6×横約4.2	原告らの全身写真	平成20年6月4日
44	29頁下部右から2番目	縦約2.6×横約2.2	原告の全身写真	平成20年6月7日
45	34頁上部	縦約17.0×横約19.2	原告の上半身の写真	不明
46	37頁上部	縦約14.9×横約17.5	原告の上半身の写真	不明
47	38頁右下	縦約15.9×横約13.2	原告の顔写真	不明
48	39頁左上	縦約13.3×横約11.9	原告の顔写真	不明
49	40頁右から1番目	縦約19.3×横約6.5	原告の上半身の写真	平成6年頃
50	40頁右から2番目	縦約19.3×横約6.5	原告の顔写真	平成7年頃
51	40頁右から3番目	縦約19.3×横約6.5	原告の上半身の写真	平成8年頃
52	41頁右から1番目	縦約19.3×横約6.5	原告の顔写真	平成10年頃
53	41頁右から2番目	縦約19.3×横約6.5	原告の上半身の写真	平成11年頃
54	41頁右から3番目	縦約19.3×横約6.5	原告の顔写真	平成13年頃
55	42頁右から1番目	縦約22.0×横約9.8	原告の上半身の写真	平成14年頃
56	42頁右から2番目	縦約22.0×横約9.8	原告の上半身の写真	平成15年頃
57	43頁右から1番目	縦約22.0×横約9.8	原告の上半身の写真	平成16年頃
58	43頁右から2番目	縦約22.0×横約9.8	原告の上半身の写真	平成16年頃
59	44頁右から1番目	縦約22.0×横約9.8	原告の上半身の写真	平成17年頃
60	44頁右から2番目	縦約22.0×横約9.8	原告の上半身の写真	平成18年頃
61	45頁	縦約25.0×横約19.7	原告の上半身の写真	平成19年頃
62	46頁	縦約29.7×横約21.0	原告の上半身の写真	平成20年6月4日
63	47頁	縦約29.7×横約21.0	原告の上半身の写真	平成20年6月4日
64	48頁	縦約29.7×横約21.0	原告の上半身の写真	平成20年6月4日
65	49頁	縦約29.7×横約13.2	原告の全身写真	平成20年5月30日
66	裏表紙中央	縦約29.7×横約21.0	原告の上半身の写真	平成20年5月30日
67	裏表紙上部右から1番目	直径約3.6の円形	原告の顔写真	平成20年6月4日

符号	掲載箇所	大きさ (cm)	写真の内容	撮影時期 (推定)
68	裏表紙上部右から2番目	直径約3.6の円形	原告の顔写真	平成20年6月4日
69	裏表紙上部右から3番目	直径約3.6の円形	原告の顔写真	平成20年6月4日
70	裏表紙上部右から4番目	直径約3.6の円形	原告の顔写真	平成20年6月4日
71	裏表紙下部右から1番目	直径約3.6の円形	原告の顔写真	平成20年6月4日
72	裏表紙下部右から2番目	直径約3.6の円形	原告の顔写真	平成20年6月4日
73	裏表紙下部右から3番目	直径約3.6の円形	原告の顔写真	平成20年6月4日
74	裏表紙下部右から4番目	直径約3.6の円形	原告の顔写真	平成20年6月4日

原告写真の掲載態様

符号	掲載頁	掲載態様	原告の主張(原告写真の個別的検討)	被告らの主張(原告写真と原告の芸能活動との関係)
1, 2	1頁(表表紙)	原告の顔及び肩上部の写真がほぼ全面にわたって掲載され(符号1)、左下側にも、原告の顔写真が掲載されている(符号2)。同頁には、上部に、「独占!どこよりも早い!!3年ぶりの来日に密着 ペ・ヨンジュン来日特報」と記載され、特に「ペ・ヨンジュン」の文字が、非常に大きなピンク色の活字で、縦約3.5cm×横約20.5cmの範囲にわたって記載されている。	符号1及び2は、原告の空港での様子を撮影した写真であり、原告の芸能活動を撮影したものではない。仮に、原告の芸能活動を撮影したものと解したとしても、表表紙においては、記事と呼べる部分は全くないので、これらの写真は、単に原告の肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載された写真ではない。さらに、符号1は、原告の顔及び肩上部の写真がほぼ全面にわたって掲載されているものであり、符号2は、原告の顔写真がアップで掲載されているものであり、かつ両者とも上質紙によるカラーグラビアであるところ、このような掲載態様は、原告の活動の紹介の報道に必要な範囲をはるかに超過する不当なものである。	符号1は、本件来日の際の関西国際空港における原告の活動の紹介であり、符号2は、大阪で行われた本件ドラマのスペシャルイベントにおける原告の活動の紹介である。
3	5頁	原告が韓国の仁川国際空港で多数のファンに取り囲まれている姿を撮影した写真が全面にわたって掲載されている(符号3)。同頁には、目次が記載されているだけで、記事部分はない。上部には、「ペ・ヨンジュン来日特報」、「ヨン様に大接近♥大好きだから近づいちゃえ!」の見出しが記載されている。	符号3は、原告の空港での様子を撮影した写真であり、原告の芸能活動を撮影したものではない。仮に、原告の芸能活動を撮影したものと解したとしても、5頁には、「ペ・ヨンジュン来日特報」、「ヨン様に大接近♥大好きだから近づいちゃえ!」の見出しや目次(白抜き文字)が小さく記載されているだけで、原告の活動に関する具体的な記事はない。したがって、符号3は、原告の肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものではない。さらに、全面掲載かつ上質紙によるカラーグラビアであるという掲載態様(なお、かかる掲載態様が不当なものであることについては、符号4ないし10、21、29、30及び62ないし66も同じである。)は、原告の活動の紹介の報道に必要な範囲をはるかに超過する不当なものである。	符号3は、本件来日の際の仁川国際空港における原告の活動の紹介である。
4, 5	6頁~7頁	6頁には、仁川国際空港で右手を振る原告の上半身を撮影した写真がほぼ全面にわたって掲載され(符号4)、7頁には、同空港での原告の全身写真が掲載されている(符号5)。各頁には、記事部分がなく、上部及び下部に「ヨンジュンさん、お帰りの見出しが記載されている。	符号4及び5は、原告の空港での様子を撮影した写真であり、原告の芸能活動を撮影したものではない。仮に、原告の芸能活動を撮影したものと解したとしても、6頁及び7頁には、上部及び下部に「ヨンジュンさん、お帰りの見出しが記載されているだけで、記事部分はない。また、符号4は、原告の上半身をアップにして撮影した写真がほぼ全面にわたって掲載されたものであり、符号5は、原告の全身写真が1枚掲載されているものである。したがって、符号4及び5は、単に原告の肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものではない。	符号4及び5は、本件来日の際の関西国際空港における原告の活動の紹介である。
6	8頁	原告の膝上写真が全面にわたって掲載されている(符号6)。記事部分はない。	符号6は、原告の空港での様子を撮影した写真であり、原告の芸能活動を撮影したものではない。仮に、原告の芸能活動を撮影したものと解したとしても、8頁には、「2008. 05. 30pm2:10 韓国出国at仁川国際空港」との文字が記載されているだけで、記事部分はない。したがって、符号6は、原告の肖像を鑑賞させることを目的として掲載されたものであり、原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものではない。	符号6は、本件来日の際の仁川国際空港における原告の活動の紹介である。
7	9頁	仁川国際空港で原告が多数のファンに取り囲まれている姿を撮影した写真が掲載されている(符号7)。同頁には、原告の出国の様子を紹介する記事がある。記事部分が同頁に占める割合は6分の1程度である。	符号7は、原告の空港での様子を撮影した写真であり、原告の芸能活動を撮影したものではない。仮に、原告の芸能活動を撮影したものと解したとしても、9頁には、原告が仁川国際空港に姿を現したことやその目的が簡単に記載されているだけであり、残りの記事は、機内アナウンスの様子等原告の芸能活動とは直接関係のない内容である。また、記事部分の大きさは、写真の約13%にすぎない。したがって、符号7は、原告の肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものではない。	符号7は、本件来日の際の仁川国際空港における原告の活動の紹介である。
8~10	10頁~11頁	10頁には、関西国際空港で右手を振る原告の上半身を撮影した写真が全面にわたって掲載されている(符号8)。11頁には、中央に、原告の膝上写真が掲載され(符号9)、左上側に、カメラを手にした原告の上半身を撮影した写真が掲載されている(符号10)。同頁左上側には、「ヨンジュンさんの手元のカメラはこれ!」の見出しが記載されている。10頁及び11頁には、原告の出国の様子を紹介する記事及び原告のカメラを紹介する記事がある。記事部分がこれらの頁に占める割合は6分の1程度である。	符号8は、原告の空港での様子を撮影した写真であり、原告の芸能活動を撮影したものではない。仮に、原告の芸能活動を撮影したものと解したとしても、10頁及び11頁において、原告の活動を紹介する記述は、「そして午後4時ころ...撮影しながら通り過ぎていった。」部分(45行中11行)にすぎず、残りの記述は、原告のファンの行動や原告の使用しているカメラについての記述等、原告の芸能活動と関係がないか又は間接的な関係を有するものにすぎない。また、10頁の記事部分の大きさは、写真の約13%であり、11頁の記事部分の大きさは、写真の約22%にすぎない。したがって、符号8ないし10は、原告の肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものではない。	符号8ないし10は、本件来日の際の関西国際空港における原告の活動の紹介である。
11~14	12頁~15頁	12頁には、大阪で開催されたイベント会場での原告の上半身の写真が全面にわたって掲載されている(符号11)。同頁には、同イベントに関する短い紹介記事がある。記事部分が同頁に占める割合は、10分の1程度である。13頁には、同イベント会場での原告の全身写真が掲載されている(符号12)。同頁には、同イベントに関する記事がある。記事部分が同頁に占める割合は、6分の1程度である。14頁には、同イベント会場で複数の演者が、原告を取り囲んでいる写真が掲載されている(符号13)。同頁には、同イベントに関する記事がある。記事部分が同頁に占める割合は、2分の1程度である。15頁には、同イベント会場での原告の上半身の写真が掲載されている(符号14)。同頁には、前頁から継続して同イベントに関する記事がある。記事部分が同頁に占める割合は、6分の1程度である。	12頁には、大阪で開催されたイベントのチケットに関する短い紹介記事があるが、記事部分の大きさは、写真の約8%にすぎない。また、13頁及び15頁には、同イベントに関する短い紹介記事があるが、それぞれの記事部分の大きさは、符号12の約16%、符号14の約13%である。このように、符号11ないし14は、単に原告の肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものではない。仮に、符号11ないし14が原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものであるとしても、12頁ないし15頁は、ほぼ全面掲載かつ上質紙によるカラーグラビアであるという掲載態様及びその記事の占める割合が小さいことからすると、原告の活動の紹介の報道に必要な範囲をはるかに超過する。	符号11ないし14は、大阪で行われた本件ドラマのスペシャルイベントにおける原告の活動の紹介である。
15, 16	16頁~17頁	16頁及び17頁には、大阪で開催されたイベント会場での原告とドラマ出演者4名の全身写真が掲載されている(符号15)。同頁には、東京で行われたスクリーンイベントに関する記事がある。記事部分が同頁に占める割合は2分の1程度である。17頁には、大阪で開催されたイベント会場での原告の上半身の写真が掲載されている(符号16)。同頁には、前頁から継続して東京でのスクリーンイベントに関する記事及び劇場版『太王四神記』の紹介記事がある。記事部分が同頁に占める割合は、3分の1程度である。	16頁及び17頁には、大阪で開催されたイベントに関する紹介記事があるが、記事部分の大きさは、写真の約2分の1である。このように記事部分の占める割合が小さいこと及び上質紙によるカラーグラビアであるという掲載態様からすると、符号15及び16は、原告の活動の紹介の報道に必要な範囲をはるかに超過する。	符号15及び16は、大阪で行われた本件ドラマのスペシャルイベントにおける原告の活動の紹介である。

17	18頁～19頁	18頁及び19頁には、原告の上半身を撮影した写真が見開き2頁の全面にわたって掲載されている(符号17)。各頁に記事部分はない。		
18, 19	20頁～21頁	20頁及び21頁には、原告の上半身を撮影した写真が各頁の全面に計2枚掲載されている(符号18, 19)。各頁に記事部分はない。		
20	22頁	原告の上半身を撮影した写真が全面にわたって掲載されている(符号20)。同頁には、右下の短いドラマ紹介以外には記事部分はない。同頁の左側には、「ヨンジュンさん渋谷に出現!! NHK史上最高の盛り上がり」の見出しが記載されている。		
21	23頁	原告の上半身を撮影した写真が、ほぼ全面にわたって掲載されている(符号21)。上記写真を透過して、記者会見の紹介記事が掲載されている。記事部分が同頁に占める割合は6分の1程度である。上記写真の原告の顔の左横側には、吹き出しの形で「最近、記憶力がだんだん乏しくなってきたもので…(笑)」という記載がされている。		
22～26	24頁	原告の上半身を撮影した写真がほぼ全面にわたって掲載され(符号22)。同頁下部には、記者会見の会場で撮影した原告の顔写真が計4枚掲載されている(符号23～26)。記事部分はない。		
27, 28	25頁	25頁下部には、記者会見会場で撮影した原告の顔写真が2枚掲載されている(符号27, 28)。同頁には、記者会見の紹介記事が掲載されている。記事部分が同頁に占める割合は5分の4程度である。		
29	26頁	右手を上げる原告の全身写真(符号29)が全面に掲載されている。記事部分はなく、左側に「ヨン様愛でつながる6万4000人の絆」の見出しが記載されている。		
30	27頁	原告の全身写真(符号30)が全面に掲載されている。同頁には、原告出席イベントの紹介記事がある。記事部分が同頁に占める割合は、6分の1程度である。		
31～44	28頁～29頁	28頁及び29頁には、上部に原告の全身写真が計10枚(符号31～36, 39～42)、下部に原告の写真計4枚が掲載されている(符号37, 38, 43, 44)。28頁には、「大追跡! ヨンジュンさんの9日間」の見出しが記載されている。28頁及び29頁には、原告の来日スケジュールを箇条書きにした記事がある。記事部分がこれらの頁に占める割合は、5分の1程度である。		
45	34頁～35頁	34頁及び35頁には、上部に本件ドラマでの衣装を着た原告の上半身を撮影した写真(符号45)が掲載されている。同頁には、「ベ・ヨンジュンは完璧主義者!」の見出しが記載され、同頁には、原告に関する紹介記事がある。記事部分が同頁に占める割合は、3分の1程度である。		
46	37頁	上部に本件ドラマでの衣装を着た原告の上半身を撮影した写真(符号46)が掲載されている。同頁には、原告に関する紹介記事がある。記事部分が同頁に占める割合は、4分の1程度である。		
47, 48	38頁～39頁	38頁及び39頁には、原告の顔写真が2枚掲載されている(符号47, 48)。38頁には、「数字でみる、ヨン様スゴッ!」の見出しが記載され、同頁及び39頁には、原告に関する短い紹介記事が複数掲載されている。記事部分がこれらの頁に占める割合は、2分の1程度である。		
			18頁ないし22頁及び24頁には、記事と呼べる部分がないに等しい。それにもかかわらず、原告の上半身を撮影した写真(符号17～20, 22)が各頁の全面に掲載されている。したがって、これらの写真は、単に原告の肖像を鑑賞させるために掲載されたものであり、原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものではない。また、23頁には、原告の記者会見に関する短い紹介記事があるが、記事部分の大きさは、写真(符号21)の約13%にすぎない。さらに、符号23ないし28は、原告の顔部分を円形で囲んだ写真であり、紹介記事とは直接関係なく、原告の表情を単に鑑賞させるために掲載されたものである。なお、18頁ないし25頁は原告の記者会見に関するものであることから、これらをまとめて検討するとしても、18頁ないし25頁の8頁に渡って、全面掲載かつ上質紙によるカラーグラビアを掲載しており、それに対して記事が約1頁であることからすると、仮に、これらの頁に掲載された原告写真(符号17～28)が原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものであるとしても、原告の活動の紹介の報道に必要な範囲をはるかに超過する。	符号17ないし28は、東京で行われた本件ドラマの来日記者会見における原告の活動の紹介である。
			26頁には、記事がないに等しい。また、27頁には、原告が参加したチャリティー・サッカーイベントに関する短い紹介記事があるが、記事部分の大きさは、写真の約13%である。26頁及び27頁は、同一のイベントの参加に関するものであることから、これらをまとめて検討するとしても、これらの頁には、符号29及び30の写真を全面掲載し、かつ、上質紙によるカラーグラビアを掲載しており、記事は、27頁のわずかな部分にのみ掲載されている。そうすると、仮に、上記写真が原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものであるとしても、原告の活動の紹介の報道に必要な範囲をはるかに超過する。	符号29及び30は、横浜で行われたチャリティー・サッカーイベントにおける原告の活動の紹介である。
			28頁及び29頁には、原告の予定の概要が記載されているものの、符号31ないし36及び39ないし43は、原告の全身の切り抜き写真を多数貼り付けたものであり、これらに実質的に関連する記事はないので、原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものではない。仮に、29頁の記者会見についての記述を元に、これらの写真が原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものであるとしても、多数の全身写真をカラーグラビアで掲載するという態様は、原告の活動の紹介の報道に必要な範囲をはるかに超過する。また、符号37, 38及び44は、既に他の頁で利用されているものであり、これを再度掲載するという態様は、原告の活動の紹介の報道に必要な範囲をはるかに超過する。	符号31ないし36及び39ないし43は、東京で行われた本件ドラマの来日記者会見における原告の活動の紹介である。また、符号37は、本件来日の際の韓国・仁川空港における原告の活動の紹介であり、符号38は、大阪で行われた本件ドラマのスペシャルイベントにおける原告の活動の紹介であり、符号44は、横浜で行われたチャリティー・サッカーイベントにおける原告の活動の紹介である。
			符号45及び46が掲載されている頁は、他の頁に比較して記事部分の割合が多いが、それらは、第三者からの原告の印象を書き連ねたものにすぎず、被告による批評に該当する部分はない。仮に、符号45及び46が原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものであるとしても、2頁にまたがる大きさの半身写真及び1頁の半分を占める大きさの写真をカラーグラビアで掲載するという態様は、原告の活動の紹介の報道に必要な範囲をはるかに超過する。	符号45及び46は、原告の俳優としての活動に対する批評の一部である。
			38頁及び39頁に掲載されている記事は、原告の芸能活動に実質的に関連する記述はわずかであり、ほとんどは、原告の出演した作品の視聴率、ホームページアクセス数、年取等、原告の芸能活動に間接的にしか関連しない記述や、原告が芸能活動をする以前の経歴やエピソードなどの原告の芸能活動に関連しない記述である。また、符号47及び48は、原告の顔写真であるが、上記記述との間に実質的な関連性はない。仮に、これらの写真が原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものであるとしても、原告の活動の紹介の報道に必要な範囲をはるかに超過する。	符号47及び48は、原告の従前の芸能活動の紹介である。

49～61	40頁～45頁	40頁ないし45頁には、平成6年から平成19年までの間の原告の顔写真及び原告の上半身を撮影した写真が計13枚掲載されている(符号49～61)。40頁及び41頁には、上部に、「ヨンジュンさんの微笑み、永遠なり!」の見出しが大きく記載されている。40頁ないし45頁には、原告出演作に関する紹介記事が掲載されている。記事部分が各頁に占める割合は、非常に小さい。	40頁ないし45頁には、若干の記事が掲載されているが、これらの記事と符号49ないし61との間に実質的な関連性はない。また、各頁における記事部分の写真に対する大きさは、40頁及び41頁が約25%、42頁が約11%、43頁が約15%、44頁が約23%、45頁が約4%である。このように、符号49ないし61は、原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものではない。仮に、これらが原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものであるとしても、その関連性の希薄性、記事部分が極めて小さいこと及び上質紙によるカラーグラビアであるという掲載態様からすると、原告の活動の紹介の報道に必要な範囲をはるかに超過する。	符号49ないし61は、原告の従前の芸能活動の紹介である。
62,63	46頁～47頁	46頁及び47頁には、原告の膝上写真が各頁の全面に計2枚掲載されている(符号62, 63)。各頁に記事部分はない。	46頁及び47頁には、記事と呼べるものは一切ない。したがって、符号62及び63は、原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものではない。	符号62及び63は、東京で行われた本件ドラマの来日記者会見における原告の活動の紹介である。
64	48頁	原告の上半身を撮影した写真がほぼ全面にわたって掲載されている(符号64)。右側に、「ホントは今すぐまた逢いにいきたい!!(仮)ペ・ヨンジュン」の見出しが記載されている。記事部分はない。	48頁には、記事と呼べるものは一切存在しない。したがって、符号64は、原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものではない。符号64は、本件雑誌の次号の広告のためにのみ利用されており、まさに、通常の商品広告と同じ利用態様である。	符号64は、東京で行われた本件ドラマの来日記者会見における原告の活動の紹介である。
65	49頁	関西国際空港で右手を振る原告の全身写真が掲載されている(符号65)。記事部分はない。	49頁には、記事と呼べるものは一切存在しない。したがって、符号65は、原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものではない。	符号65は、本件来日の際の関西国際空港における原告の活動の紹介である。
66～74	52頁(裏表紙)	中央に、原告の上半身を撮影した写真が掲載され(符号66)、上部及び下部に、円形の原告の顔写真が計8枚掲載されている(符号67～74)。	裏表紙には、記事と呼べるものは一切存在しない。したがって、符号66ないし74は、原告の芸能活動の紹介記事等の一部として掲載されたものではない。	符号66は、本件来日の際の関西国際空港における原告の活動の紹介であり、符号67ないし74は、東京で行われた本件ドラマの来日記者会見における原告の活動の紹介である。